

城陽市公営企業公募型指名競争入札のお知らせ

(電子入札案件)

下記の案件について、公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。

参加を希望される方は、城陽市公営企業公募型指名競争入札実施要領を熟読、承知のうえ、参加を申し込んでください。

令和7年(2025年)9月16日

城陽市公営企業管理者
職 務 代 理 者

記

工事名	中区送水管布設工事(その4)		
工事場所	城陽市寺田南中芝他 地内		
予定工期	令和7年(2025年)10月23日 から 令和8年(2026年) 3月13日 まで		
工事概要等	本工事は、水道施設整備計画に基づき、送水管を布設するものである。 Φ400mm布設工【夜間】 481.2m		
工種	水道施設工事		
週休2日制工事	対象工事(発注者指定方式) 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているため、入札時においては留意すること。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち補正分を現場閉所率に応じて減額変更する。		
予定価格	73,700,000円(税抜)		
最低制限価格	66,987,000円(税抜)		
入札参加者に必要な資格・条件	別紙		
設計図書等	・原則として、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。 ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に経営管理課庶務係へ問合せの上、入手すること。		
入札参加表明書の受付	・提出期限 令和7年(2025年)9月19日(金)午後5時まで ・紙入札希望者の提出 上記提出期限までに経営管理課庶務係(城陽市平川広田67番地)まで持参 ・添付資料 別紙		
資格確認の通知	令和7年(2025年)9月26日(金)午後2時00分から		
入札予定日時 場所	・期間 令和7年(2025年)10月14日(火)午前10時00分から午後6時00分まで 令和7年(2025年)10月15日(水)午前 9時00分から午後3時00分まで ・紙入札者の入札書提出は10月15日午後3時00分まで(両日の正午から午後1時まで及び10月14日の午後5時以降を除く)に経営管理課庶務係(城陽市平川広田67番地)まで持参 ・入札回数 1回(不落の場合は、入札不調とする。)		
開札予定日時	令和7年(2025年)10月16日(木)午前10時00分		
入札保証金	入札保証金:免除		
契約者(発注者)	公営企業管理者職務代理人		
契約保証金	契約保証金:有		
前払金	有	中間払	有
部分払	有		
公正入札違約金	請負代金の額の100分の20に相当する額		
消費税の扱い	入札は、消費税及び地方消費税を含まない金額で行うこと。		
そ の 他	① 案件に紙入札での参加を希望する場合は別紙「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。 ② 本市が発注した工事において、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令規の遵守状況及び工事成績評定等を基に、指名が不相当であると判断した場合は入札の参加を認めない。 ③ 入札に際しては、入札書に併せて内訳書(入札時提出用)を提出すること。 <u>※内訳書に関し、a)工事名の誤記、b)商号(名称)及び代表者氏名の遺漏、c)計算の誤り、d)記載の工事価格と入札額の相違、と判断されるものは失格となるため、十分に確認の上、提出すること。(市HP中、「入札金額内訳書及び施工体制台帳について」ページ参照)</u> ④ 電子契約の対象案件ですので、落札業者は、電子契約利用承諾書を落札日から2開庁日以内にメール		

	で提出してください。
担当課	上下水道部経営管理課庶務係（TEL52-4801 FAX55-0771）

（別紙）

工事名	中区送水管布設工事（その４）
入札参加者に必要な資格・条件	城陽市公営企業公募型指名競争入札実施要領及び城陽市公共工事電子入札運用基準の規定のほか、 ① 城陽市内に本社（本店）が所在する者として令和７年度城陽市建設工事業者指名受付簿に登載されていること。その者は以下のいずれかに該当するものであること。 ア）当該工事につき本公告日前から３年間以上継続して城陽市建設工事業者指名受付簿に登載されていること。 イ）当該工事以外の工事につき本公告日前から３年間継続して城陽市建設工事業者指名受付簿に登載され、かつ当該工事についても本公告日前から１年間継続して城陽市建設工事業者指名受付簿に登載されているもの。 ② 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２第１項の規定による経営事項審査において、当該工事の総合評価値が５５０点以上で、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書中、当該工事において２年又は３年平均で完成工事高を有している者であること。 ③ 建設業法第１５条の規定による、当該工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。 ④ 自社で恒常的に雇用しているおり、当該工事に係る監理技術者証を有する技術者を配置し得ること。その技術者は、監理技術者講習を受講済みであること。 また、同一の現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）を重複して複数工事の技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者等を配置することができなくなったときは、入札に参加できないこととし、直ちに入札辞退の届出を行うこと。加えて建設業法施行令第２７条に基づき、当該主任技術者の請負金額（総額）が４，５００万円を超える場合は専任義務が発生するので注意すること。 ※ただし、一定条件を満たせば技術者等の兼務を認めます。詳細は「技術者等及び現場代理人の複数の工事現場の兼務について」を市HPの事業者向け＞入札・契約＞城陽市＞入札に関するお知らせに掲載しておりますのでご確認ください。 ⑤ 配管に当たっては次の点を守ること。 ア）配管工には次に該当する者をあてること ・日本水道協会交付の配水管技能者登録証（耐震）を有する者 ・日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管（Φ４５０以下））の受講証を有する者、または、工事施工までに受講証を取得見込の者。 ⑥ 令和７年９月１９日から令和７年１０月１６日までの期間に城陽市及び城陽市公営企業の入札参加資格の停止を受けていないこと。 ⑦ この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係を有する者でないこと。 ⑧ 業務に係る請求の際は、登録番号等の必要事項が記載された適格請求書が発行できるものであること。
提出書類 （サイズはＡ４で提出のこと）	① 様式１ 城陽市公営企業公募型指名競争入札参加表明書 ② 経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書又は経営事項審査結果通知書の写し ③ 建設業許可証明書又は同通知書の写し ④ 技術者の資格を確認できる書類の写し（合格証明書） ⑤ 現場代理人及び技術者の雇用関係を確認できる書類（市HP中、「監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認書類について」ページ参照） ※記号・番号等が判別できないようにマスキング（塗り潰し等）すること。 電子入札による参加者についても、当該ファイルは添付すること。（ファイルは可能な限り集約すること。）